

# 「専門職後見人等の職務」×「介護保険・介護サービス」がわかる！

「安心して最期まで自分らしく生活できる」ための支援とは！



## 専門職後見人等が知っておくべき

## 本人のための

# 在宅支援・施設選択の ポイントと対応

松宮良典 著

弁護士。介護支援専門員。大阪弁護士会、高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」運営委員、高齢者・障がい者施設の顧問・第三者委員などを務める。ホームヘルパー（訪問介護）の相談員、デイサービス（通所介護）の相談員、ケアマネジャー、総合高齢者福祉施設副施設長を経て、弁護士となる。

2023年6月 A5判 360頁 定価4,510円（本体4,100円） 978-4-8178-4882-6 商品番号：40950 略号：在施

### 在宅支援・施設選択のポイントから施設入所時の留意点まで！

専門職後見人等が本人の意思決定を支援し、その意思を実現するための対応のほか、本人の意思を尊重しながら在宅生活を支援する方法や、在宅が難しい場合の施設選択のポイント、施設入居契約書や施設の重大事故、虐待に対する留意点など、具体的な事例を基にしたポイントと留意点を解説。

### 介護事業所や介護施設に対するチェックポイントや改善・交渉のポイントがわかる！

介護・福祉の場面における本人の権利擁護の視点から、介護事業所や介護施設に対するチェックポイントや改善点、交渉方法についての助言・アドバイスも収録。

### 介護保険・サービスの知識をこの一冊に！

介護保険の利用手続から具体的な内容まで詳しく説明。実務で押えておくべき介護保険・サービスに関連する通達や資料も収録。この一冊で専門職後見人等の職務と介護保険・サービスの両者がわかる。

#### はじめに

- 1 専門職後見人等の役割
- 2 専門職後見人等の役割を果たすための準備

#### 第1章 介護保険制度について

- 第1 介護保険法令について
- 第2 介護保険を利用するまでの流れ
- 第3 介護保険の居宅サービス利用料決定の流れについて
- 第4 サービス利用契約の法的性質
- 第5 利用料と自己負担額の軽減について

#### 第2章 自宅が施設かの選択

本人が望むなら基本的には自宅での生活を支える

- 第1 基本的な考え方
- 第2 具体的な事例について

#### 第3章 居宅サービスの利用

- 第1 在宅生活を支えるには信頼できるケアマネジャー選びが重要
- 第2 サービス内容（サービス提供事業者の債務の内容）の決まり方
- 第3 サービス利用開始時および緊急時の対応について
- 第4 サービス利用開始後のチェック
- 第5 主な各種居宅サービスの特徴

#### 第4章 各施設の特徴を理解する

- 第1 各施設の比較
- 第2 各施設について

#### 第5章 施設入居の具体例

- 第1 施設選択（良い施設の見分け方）
- 第2 施設サービス選択の具体例

#### 用語解説

- ・福祉関係者
- ・その他の用語

#### Point!

保険料を滞納すると、個室のとり、利用者にとってサービス利用が困難になるので、専門職後見人等としては保険料の滞りである。専門職後見人等は就任時に家庭裁判所に提

作成する際に、必ず年金通知書等を添付して介護保険されていることを確認すべきである。滞納を早期に発見または免除を検討すべきである。なお、境界層該当者の

#### 重要! 保険料滞納のペナルティー

- ・滞納期間が1年未満  
介護保険サービスを受けたとき、サービス利用料として自己によって2割または3割を事業者を支払うこととなる。
- ・滞納期間が1年以上1年半未満（介護法66条）  
介護保険サービスを受けたとき、サービス利用料として、支払う。その後、市区町村への申請により自己負担分（1割、2割）が自己負担となる。
- ・滞納期間が1年半以上2年未満（介護法67条）  
介護保険サービスを受けたとき、サービス利用料として、支払う。その後、市区町村への申請したとしても自己負担分（1割）は、滞納保険料に優先的に充当され、充当後の残額が「滞納期間が2年以上」（介護法68条）
- ・滞納期間が2年以上（介護法68条）  
保険料の時給は2年であるので（介護法200条）、2年以上介護保険料滞納が1割または2割の場合は3割、3割の場合は高額介護サービス費等も受けられなくなる。

#### 1 自宅が施設かの選択

- (1) 家族が反対していたが、本人の意思を尊重して自宅での生活を継続した例

#### (scene2)

Tは、在宅生活を送っていた男性Bさん（79歳、要介護1、単身、妻とは別居し、子供はいない、軽度の認知症）の補助人に就任した。Bさんは、選

1「回診の際を利用して、2階建ての自宅の2階にベッドを置いて寝ていた。1階にはベッドを置くスペースがないため。」

就任後間もなく、BさんからTに、次のような電話があった。

「今日、甥のXが突如自宅に来て、『施設見学の予約をしたから今から一緒に施設見学に行く。』と言って、施設見学をさせられ、半ば強制的に施設入居の申込書にサインさせられた。明日、施設職員が甥と一緒に自宅に来て荷物の整理等をする事になった。私は、結婚後、長年住み続けていた自宅が死にたい。施設に入るつもりはない。助けしてほしい。」とのことであった。なお、XはこれまでBさんに対して直接的には何の支援もしていない。事業所の緊急連絡先になっていたのみであった。

このようになると、Bさんの補助人Tは、どのように対応すべきか。

#### Point!

専門職後見人等としては、本人の意思を尊重し、その意思を実現する上で、家族等を社会資源の一つとして活用する必要がある場合には、家族等

様々な場面における具体的な事例を豊富に収録！  
職務遂行上の日常的に役立つアドバイスが満載！

日本加除出版

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

ツイッターID: @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00